

三豊市過疎地域持続的発展計画の最終年度評価シート

計画該当分野 (計画該当ページ)	事業名(施設名)	事業内容	担当課	①R5・6・7年度に実施した内容	②実施内容に対する評価	③今後の課題と対応策
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (15-16)	過疎地域持続的発展特別事業(人材育成)	まちづくり活動推進事業：地域運営組織である「まちづくり推進隊」の運営支援により、地域の人材育成を図る	地域戦略課	地域コミュニティ維持のための事業に加えて、各地域の特色を生かして、外部の方に地域を知ってもらう事業を実施した。取り組みを通じて、地域活動のプレイヤー発掘にも取り組んだ。 《各推進隊の役務提供者延べ人数》 ・詫間：R6_3,282人、R5_4,911人 ・仁尾：R6_839人、R5_1,261人 ・財田：R6_496人、R5_460人	継続事業が多く、取り組み内容が一定程度固定化していることから、地域全体への情報発信や、新たな担い手の獲得につながりにくい。また、令和6年度に実施したアンケート調査においても、推進隊の存在や活動内容を「知らない」と回答した住民が一定数確認され、推進隊の活動が地域住民に十分浸透していないことが明らかとなった。また、活動に参加するメンバーも固定化し、高齢化や担い手不足が進む中で、新規参加者の確保が難しいという課題も顕在化している。	令和8年度からは、これまで推進隊を対象としていた交付金制度の枠組みを見直し、対象を拡大したうえで、地域課題に取り組む幅広い団体を支援する補助金制度を新たに開始する。あわせて、こうした団体の活動を身近な立場から支援するため、各地区におおむね2名程度の集落支援員を配置する。これらの補助金制度と集落支援員制度を軸として、地域が主体となった課題解決の取組を後押しし、過疎指定地域の持続的な発展につなげていく。
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (15-16)	過疎地域持続的発展特別事業(移住・定住)	定住促進事業：転入者への家賃補助や、若者世帯への住宅補助、空き家バンク登録物件のリフォーム補助等により移住・定住人口の増加を図る	地域戦略課	令和7年度から移住コンシェルジュとして地域おこし協力隊員を任用し、移住希望者に対して、個別相談や移住フェア等を通じて三豊市の魅力発信を行うとともに、移住の後押しを実施した。また、東京圏からの移住者を対象とした移住支援金や、結婚新生活に係る住宅費用の補助、空き家バンク物件のリフォーム補助金など、経済的支援策も併せて実施した。なお、移住フェアには、市内の過疎指定地域で移住支援活動に取り組む民間団体にも参加いただき、移住希望者に対して地域での暮らしに関する実体験を踏まえた説明を行っている。	オンラインや対面での相談時には、地域ごとの特色を伝えるように心がけ、海側エリアと山側エリアを希望する方には過疎地域の魅力を伝えることができた。また、各種補助金により、過疎地域に14世帯21人(令和5年度及び令和6年度の合計数)の移住者を呼び込むことができた。	現在、補助金に頼らない移住施策への転換をしているところである。令和7年度より任用した移住コンシェルジュと協力して、令和8年度以降も移住のターゲット層に対する情報発信の強化に取り組む。関係人口の拡大を見据えたうえで、地域の魅力や交流イベントなどの情報発信の範囲を拡大し、多様なニーズに応える体制を整えていく。 なお、過疎指定地域に対する移住補助金の拡大についても、支援策の一つとして検討する。
3. 産業の振興 (17-23)	基盤整備(農業)	農道・ため池・ほ場整備事業	土地改良課	・農道 高生産性農業の促進や農業の近代化、地域の利便性の向上や活性化を図るため、農道網の有機かつ合理的な整備を目的として、農道の整備や保全対策を行っている。 実施箇所：西讃南部地区 財田工区(財田町) ・ため池 農地及び農業用施設を災害から守り、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るとともに、国土の保全を進めるため耐震改修を行っている。 実施箇所： 詫間地区(三畝町池・水出新池・篠谷池・又池1号) 仁尾地区(天王上池・大池・新池) 財田地区(昼丹波新池) ・ほ場整備事業 生産性の高い効率的な農業を目指し、生産コストの低減をしながら、土地生産性や付加価値の高い効率的な農業経営への体質強化を図る。具体的には、不整形な農地等の区画形質の改善、用排水路や農道等の総合的な整備、さらには事業の実施を契機とした農用地の集団化及び担い手への農地の利用集積を推進する。	・農道 県営事業にて、広域営農団地農道整備事業を実施している。高生産性農業の促進や農業の近代化、地域の利便性の向上や活性化につながった。 ・ため池 県営事業にて、地域ため池総合整備事業を実施している。地震時や台風等の豪雨出水時に備え、ため池を耐震改修することにより、堤体の決壊の防止や下流域の災害リスク低減につながった。 ・ほ場整備事業 三豊市内では、県営事業で、下高野地区(豊中町)・下高瀬地区(三野町)、団体営事業では、大上地区(山本町)を実施している。過疎地域では、現在、吉池地区(仁尾町)のほ場整備の要望があり、県営事業で採択できるように地元地権者に対して香川県と説明会を行い、事業着手に向けた合意形成の進展につながった。	・農道 香川県に要望し、高生産性農業の促進や農業の近代化、地域の利便性の向上や活性化を図るため、農道網の有機かつ合理的な整備を早期に完了するように推進する。 ・ため池 香川県に要望し、農地及び農業用施設を災害から守り、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るとともに、国土の保全整備を早期に完了するように推進する。 ・ほ場整備事業 将来の農地利用を明確化した地域計画(目標地図)の実現に向け、多様な担い手のニーズに即した農地集積や高収益作物へ転換するための生産基盤整備を推進する。

三豊市過疎地域持続的発展計画の最終年度評価シート

計画該当分野 (計画該当ページ)	事業名(施設名)	事業内容	担当課	①R5・6・7年度に実施した内容	②実施内容に対する評価	③今後の課題と対応策
3. 産業の振興 (17-23)	基盤整備(農業)	県営中山間地域総合整備事業	土地改良課	農業の生産条件等が不利な中山間地域において、地域の活力や多面的機能の低下を防ぐため、生産基盤と生活環境基盤の総合的な整備を目的として、農業用排水施設、農地防災、農業集落排水施設、農業集落防災安全施設等の整備を行っている。 実施箇所：三豊南部地区(財田町)	県営事業にて、農業の生産条件等が不利な中山間地域において、地域の活力や多面的機能の低下を防ぐため、生産基盤と生活環境基盤の総合的な整備を推進したことで、地域の持続的な営農環境の確保と生活環境の改善につながった。	香川県に要望し、地域の活力や多面的機能の低下を防ぐため、生産基盤と生活環境基盤の総合的な整備を早期に完了するように推進する。
3. 産業の振興 (17-23)	基盤整備(農業)	市単独補助土地改良事業	土地改良課	農業生産基盤の整備及び農業生産力の増大を図ることを目的に小規模土地改良事業に対し、重機借上料(上限R5~6年15万円・R7年20万円)、原材料費(上限R5~6年30万円・R7年40万円)の支給、補助金(事業費上限R5~6年120万円・R7年150万円、補助率65%)を交付した。 実施件数：382件 重機借上料 R5年度(詫間町14件、仁尾町20件、財田町10件) R6年度(詫間町14件、仁尾町27件、財田町10件) R7年度(詫間町9件、仁尾町25件、財田町15件) 原材料費 R5年度(詫間町18件、仁尾町42件、財田町19件) R6年度(詫間町15件、仁尾町38件、財田町14件) R7年度(詫間町9件、仁尾町39件、財田町24件) 補助金 R5年度(詫間町0件、仁尾町2件、財田町9件) R6年度(詫間町0件、仁尾町2件、財田町2件) R7年度(詫間町2件、仁尾町0件、財田町3件)	地元からの申請が多い中、農業生産基盤の整備及び農業生産力の増大を図ることを目的に、小規模土地改良事業を推進したことで、地域の営農環境の改善と生産性向上に寄与した。	財源に限られる中で、農業生産基盤の整備及び農業生産力の増大を図ることを目的に、小規模土地改良事業を推進する。
3. 産業の振興 (17-23)	基盤整備(農業)	団体営土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良課	R7年度に大浜排水機場遊水池の浚渫(水底をさらって土砂などを取り除くこと)を実施。 詫間水門の水位計修繕を令和6年度から実施することとなったため、事業開始に合わせて同年度より土地改良施設維持管理適正化事業に加入した。加入拠出金660千円(5年間積立)	大浜排水機場遊水池の浚渫をする事で、大雨時等における一時貯水池としての有効的な役割を果たす事ができた。	地域住民の生活に重要な役割となっている土地改良施設の適正な維持管理を進めるため、施設の点検、修繕等を進める。
3. 産業の振興 (17-23)	基盤整備(林業)	造林事業	農林水産課	森林環境譲与税を活用し、森林組合等が実施する特定森林再生及び森林整備直接支援事業に対して、現行の補助金に上乗せ補助を行った。 令和5年度 10件(造林4.67ha、作業道767m) 財田町(10件 4.67ha、767m)、詫間町(0件)、仁尾町(0件) 令和6年度 10件(造林6.89ha、作業道2472m) 財田町(10件 6.89ha、2472m)、詫間町(0件)、仁尾町(0件) 令和7年度 2件(造林2.06ha) 財田町(2件 2.06ha)、詫間町(0件)、仁尾町(0件)	造林事業：森林所有者の自助努力では、適切な整備が期待できない森林において、実施する人工造林等を支援し、森林所有者の自己負担を軽減することによって、林業の振興、環境保全に努めることができた。	引き続き森林環境譲与税を活用し、造林事業の上乗せ補助を行うことで、林業の振興、環境保全に努める。

三豊市過疎地域持続的発展計画の最終年度評価シート

計画該当分野 (計画該当ページ)	事業名(施設名)	事業内容	担当課	①R5・6・7年度に実施した内容	②実施内容に対する評価	③今後の課題と対応策
3. 産業の振興 (17-23)	観光又はレクリエーション	観光施設整備事業	産業政策課	粟島海洋記念公園・仁尾マリーナ・つたじま海水浴場・父母ヶ浜海水浴場の施設修繕と機器更新を行った。	施設は老朽化が進み経年劣化による不具合の発生は免れないなか、利用客の安全確保と満足度の向上のため、計画的な施設修繕や機器更新を行っている。	今後とも施設を運営する上では修繕や機器の更新は不可欠となっているが、一方では必要な予算の確保についても苦慮している。緊急性や必要性を考慮し、優先順位に基づく管理計画の作成を検討する。
3. 産業の振興 (17-23)	経営近代化施設 (農業)	たからだの里整備事業	産業政策課	たからだの里5施設(環の湯、物産館、湯の谷荘、ふるさと伝承館、パークゴルフ場)の管理・運営を指定管理者が行った。環の湯施設においては令和7年度に大規模修繕工事を行った。	老朽化した温泉施設において今後とも継続して集客できるように修繕工事を施し、合わせて産直施設と合わせた施設全体の魅力により、収益性を高め、効率的な運営ができています。	施設面では、観光バスやバイクなど、自家用車以外の来客に対応した効率的な駐車場の整備、地域農業では生産者の高齢化が進んでおり、将来的な対策が必要となっている。
3. 産業の振興 (17-23)	漁港施設	漁港等整備事業	建設港湾課	漁港の利用上、及び水産振興上、重要かつ緊急を要する下記地区を選定し全体計画を定め、県費補助事業を活用し施設整備を実施した。 R5大浜漁港(7号護岸)(詫間) R5、R6積漁港(1号防波堤)(詫間) R5、R7家の浦漁港(1号防波堤)(仁尾) R6、R7大浜漁港(A防波堤)(詫間) R7積漁港(1号物揚場)(詫間) R7肥地木漁港(3号護岸)(詫間)	施設利用と背後集落の安全性、並びに漁業者の生産性が向上し、水産業の振興に寄与した。	施設の長寿命化や安全性の確保に向けて、漁港施設等の定期点検を行い、計画的な維持管理に努める。
3. 産業の振興 (17-23)	過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	荒廃農地等利活用推進事業：耕作放棄地の解消に向けた取り組みを支援し、農業振興・環境改善を図る	農林水産課	耕作放棄地解消のため、県単独事業の遊休農地等利活用促進事業要望者へ補助金の交付を行った。	他人の耕作放棄地を借り受けてでも農地を拡大していきたいまた、三豊市の耕作放棄地を少しでも減らしていきたいという意識が醸成されている。	引き続き少しでも耕作放棄地を減少させるべく補助金交付を継続する。
3. 産業の振興 (17-23)	過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	多面的機能支払事業：農村環境の保全管理を支援し、国土保全、水源涵養など多面的な機能の維持・発揮を図る	土地改良課	農業者及びその他の者(農業者団体、子ども会、土地改良区など)で構成した組織で、地域資源の保全活動や防災・減災力の強化、遊休農地の有効活用や老朽化した農業施設の補修・更新など、長寿命化のための活動等を行っている。 活動組織数： R5年度 詫間1、仁尾2、財田3 R6年度 詫間1、仁尾2、財田3 R7年度 詫間0(1組織解散)、仁尾2、財田3	地域農業活動を支援すると同時に、人と人との繋がりができ、地域農業の活性化につながった。	各組織において、高齢化や後継者不足、農地の耕作放棄地増加等に苦慮している。地域の共同活動に係る支援を行い、今後も地域資源の適切な保全管理を推進するため事業を継続していく。
3. 産業の振興 (17-23)	過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	中山間地域等直接支払事業：条件が不利な中山間地において、農業を継続できるよう支援を行い、担い手の確保に努める	農林水産課	農業生産条件の不利な中山間地域において、国の中山間地域等直接支払制度を活用し、集落等を単位とした協定に基づき実施される農用地の維持管理等の農業生産活動への取り組みを支援した。	耕作者に交付された交付金により、農業の振興や農村環境の維持・向上が図られた。中山間地域における農用地の適切な維持管理が行われ、農業・農村の有する水源の涵養、自然環境の保全などの多面的な機能の維持・増進が図られた。	円滑な事業の取組を推進するとともに、農村環境の維持向上を図り、農村環境における人口定着を促進する。
3. 産業の振興 (17-23)	過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	水産振興事業：漁協と連携して魚種苗の放流を行い水産業の振興を図る	農林水産課	水産資源の確保を図るため、市内の三豊市漁協、詫間漁協へ放流魚種の要望調査を行い、沿岸漁場へ稚魚放流を計画的に実施した。	沿岸漁場へ稚魚放流を計画的に実施し、有用魚種の種苗を放流することにより、資源の維持と漁業生産性及び所得の向上を図ることができた。	水産資源の維持・拡大を図るため、継続して稚魚放流を実施し、漁業の活性化を推進する。

三豊市過疎地域持続的発展計画の最終年度評価シート

計画該当分野 (計画該当ページ)	事業名(施設名)	事業内容	担当課	①R5・6・7年度に実施した内容	②実施内容に対する評価	③今後の課題と対応策
3. 産業の振興 (17-23)	過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	有害鳥獣対策事業: 有害鳥獣の捕獲奨励金や防護柵・捕獲罠の設置補助により、鳥獣被害の減少を図る	農林水産課	鳥獣被害の抑制のため、被害対策用ネット等購入補助金及び有害捕獲に関する捕獲奨励金、有害捕獲に必要な罠具等の購入に対する補助金の交付を行った。	農業者自らが補助事業を活用して侵入防止柵を設置し、被害防止対策を行うことで、自分の農地は自分で守るという意識が醸成されている。侵入防止柵の設置がすすみ、三豊市鳥獣被害対策実施隊が中心となって捕獲活動を実施したことで、令和5年度は641頭、令和6年度は793頭のイノシシを捕獲した。	今後も鳥獣被害を抑制していくため、各種補助事業を継続して実施する。また捕獲活動を担う、三豊市鳥獣被害対策実施隊員の確保をしていく。
3. 産業の振興 (17-23)	観光又はレクリエーション	観光振興事業: 詫間地区・仁尾地区の魅力ある観光施設の維持管理を行い、観光客誘致を図る	産業政策課	栗島海洋記念公園・仁尾マリーナ・つたじま海水浴場・父母ヶ浜海水浴場の管理運営を指定管理者が行った。	施設と周辺エリアが持つ魅力を活用し、民間のノウハウにより適切で効率的な管理運営を行った。	本市北部エリアに共通する魅力が来訪者に理解され、複数の施設を周遊することで、満足度の向上とともに市内での観光消費が増加することが期待される。
3. 産業の振興 (17-23)	過疎地域持続的発展特別事業(観光)	離島振興事業: 栗島芸術家村へ芸術家を招き離島振興を図る	産業政策課	栗島芸術家村(旧栗島中学校)へ若手芸術家2名を招へいし創作活動を支援するとともに、創作へのボランティアの参加やワークショップを通じて島民など地域の人と交流を図った。	芸術家が実際に4カ月間滞在し、島民や島外からのボランティアの方と交流しながら創作活動を行うことで、栗島との継続的な関係性が醸成されるとともに、制作された作品が瀬戸内国際芸術祭の公式作品となり、島の魅力が広く発信されることとなったことで、文化芸術による地域の活性化が図られた。	島民の高齢化が進むとともに関わり手が固定化していることから、島民側の受入組織(栗島ぼ〜い&が〜るの会)体制の見直しやボランティア(海ほたる隊)募集を積極的に行うなど担い手の掘り起こしを図る。
4. 地域における情報化 (24-25)	過疎地域持続的発展特別事業(情報化)	先端技術導入推進事業: AI・IoTなどの先端技術を産業や行政など様々な分野に導入し、地域の持続的発展を図る	地域戦略課	市独自のデジタル通貨「MitoPay」の運用を始めたほか、戸籍や住民票のオンライン請求を開始した。また、交通分野では自動運転の実証実験を実施している。 広域自治体等人工知能活用推進協議会では近隣自治体との情報交換を通じて、AIの活用方法について検討を重ねている。また、財田町にあるAI拠点施設のMAiZMを中心に、AI技術を活用できる人材の育成に努めた。	AIをはじめとする先端技術は、想定を超える速度で進歩しており、産業・市民サービス・交通など各分野において、計画どおり、または計画を上回る形で活用が進んでいる。 また、AI人材育成の分野では、香川高専詫間キャンパスからソーシャルスタートアップ3社が誕生し、地域課題の解決に取り組む事業を展開している。これにより、若い技術者が地域に根ざした課題解決に参画する好循環が生まれつつあり、将来的な地域産業の活性化にも寄与するものと考えている。	先端技術については、今後さらに活用場面が拡大することが見込まれる一方で、地域全体のデジタルリテラシーの向上が課題となっている。今後は、MAiZMや香川高専、関連企業等と連携し、住民・事業者・行政が一体となってデジタル人材の育成に取り組むことで、地域のデジタル実装を一層推進していく。 また、過疎指定地域では高齢化が進んでいることを踏まえ、誰もが先端技術を使いこなせる環境を整備することが求められている。このため、様々な取組を通じて地域の情報化を促進し、住民の利便性向上を図っていく。
5. 交通施設の整備、交通手段の確保 (26-28)	市町村道(道路)	市道新設改良事業	建設港湾課	交通の安全性と利便性の確保に向けて幹線道路の整備及び市民要望等による緊急性の高い路線の拡幅工事などを実施した。 R5、R6市道経面加嶺峠線(詫間) R5、R6、R7市道森石野線(財田) R5、R6市道詫間245号線(詫間) R5市道西野中学校線外1線(詫間) R5、R6市道松崎57号線(詫間) R5、R6、R7市道滝ノ下線(財田) R5、R6、R7市道朝早田幹線(財田) R5、R7市道石野上線(財田) R6、R7市道昼丹波線(財田) R6市道多治川線(財田) R7市道我久1号線(財田)	事業実施により地域間の連絡性を高め、通行の利便性と安全性を確保した。	市道の定期巡視や通報等により損傷箇所を早期に発見、対応するなど、長寿命化と安全性の確保に向けて、適切な維持管理に努める。

三豊市過疎地域持続的発展計画の最終年度評価シート

計画該当分野 (計画該当ページ)	事業名(施設名)	事業内容	担当課	①R5・6・7年度に実施した内容	②実施内容に対する評価	③今後の課題と対応策
5. 交通施設の整備、交通手段の確保 (26-28)	市町村道(橋りょう)	橋りょう新設改良事業	建設港湾課	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、コスト圧縮を図りながら点検や修繕等を実施した。 R5市道大野地森線(財田中橋)(財田) R6市道西野線(西野橋)(詫間) R6、R7市道仁尾中央線(新開橋)(仁尾) R6市道松尾線(松尾橋)(財田) R7市道箱6号線(市道箱6号線橋)(詫間)	事業実施により橋梁の長寿命化と安全な通行環境を確保した。	橋梁の安全性確保と長寿命化を図るため、定期点検を継続し、計画的な維持管理に努める。
5. 交通施設の整備、交通手段の確保 (26-28)	林道	林道維持管理事業	農林水産課	市が管理する林道五郷財田線及び琴南財田線において、草刈り、側溝・路面清掃を実施した。また、倒木による枯れ木の撤去等に努めた。	林道の維持管理を実施することにより、森林の造林、下刈りなどの森林整備を図ることができた。	維持管理経費が年々増加しているため対応が必要である。また、林道完成から年数が経過し風化等により落石等が発生している。今後補助事業を活用し、計画的に保全工事を実施する。
5. 交通施設の整備、交通手段の確保 (26-28)	鉄道施設等(その他)	交通拠点整備事業	地域戦略課	GTFS-RT(動的データ)の整備により、バスロケーションシステム(バス予報)を導入し、コミュニティバス利用者がリアルタイムの運行状況を確認できるようになった。 また、バス予報と連携した「デジタルサイネージ」をJR詫間駅やみとよ市民病院に設置し、利便性の向上に努めた。	利用者側としては、運行状況を自ら手軽に調べられたり、バス待ちの不安が解消されるなど、利便性が大きく向上した。 管理者側としても、問い合わせ件数が減少し、問い合わせがあっても、迅速かつ正確な回答が可能となるなど業務効率化につながった。	コミュニティバスにおいては、コロナ禍以前の利用者数までには回復しておらず、今後も大幅な改善を図ることは困難であるが、これまでどおりDX化等による利便性を高めることで利用者増を目指すとともに、持続可能な地域公共交通体系のため、デマンド交通等新たな交通サービスの検討を図っていく。
5. 交通施設の整備、交通手段の確保 (26-28)	過疎地域持続的発展特別事業(公共交通)	過疎地域における移動手段確保事業：本地域における新たな公共交通の運行により交通手段の充実を図る	地域戦略課	本市の離島である栗島において、グリンスローモビリティの有償での本格運行を開始、財田地区において、乗合タクシー実証運行を継続するなど交通弱者に対する移動手段の確保に努めた。 また、詫間町大浜地区において、共助による移動サービスの実証を開始。その他、将来のドライバー不足の課題解決のため自動運転EVバスの実証運行などに取り組んだ。	栗島グリーンスローモビリティにおいては、有償運行後の1便あたりの平均乗車人数が3人を超え、無償期間と変わらない乗車率を維持していることから、生活の足として定着したと言える。 財田乗合タクシーについても、利用登録者および年間利用者数は増加傾向にあり、交通空白地域解消の一助となっている。	利用者が固定化してきていることから、今後の利用者のさらなる増加に向け、高齢者等交通弱者の集まる場所やイベントでの周知など、これまで以上のPR強化を図っていく。 また、より利用しやすいルート・ダイヤなどを整えるため、利用者へのヒアリングやアンケート調査等によりニーズを把握し、運行体制の改善および他の過疎地域での検討を図っていく。
6. 生活環境の整備 (29-31)	公営住宅	住宅建設事業	建築住宅課	「三豊市市営住宅長寿命化計画」の団地別実施方針(建替え、用途廃止、改善等)に沿い、詫間地区的場・松崎東団地、仁尾地区蔦見団地の木造棟について一部除却を実施した。また仁尾地区曾保団地の外壁・軒天改修ほか必要に応じた老朽箇所への措置を講じた。	経年劣化に応じて適時適切な改修等措置を講じたことで、住宅居住者の安全性・快適性の確保、良質な住環境形成に寄与した。 耐用年限を経過した団地の除却を計画的に進め、施設保有量の適正化に努めた。	市内には耐用年限が経過し老朽化が進行している市営住宅が現在も数多く残っており、空き室も増加傾向にある。今後も計画的な用途廃止、建替え、改修等の対策が急務となっている。事業の実施時期が重なり、対策を計画どおり実施することは困難な状況につき、民間住宅借上げ制度ほか公民連携についても導入検討を行う。
6. 生活環境の整備 (29-31)	消防施設	消防施設整備	危機管理課	三豊市消防団再編計画に基づき、老朽化した屯所の建替えや防災センターの建設を実施した。	消防施設の整備により、施設の機能向上と地域の防災力向上を図ることができた。	消防施設は耐震化できていない老朽化した建物が残っており、早期の整備を進めたいが、地元調整や用地交渉等に時間を要し、基本計画より遅れ気味である。このことから屯所建設については、地元消防団等にも事前交渉や地元調整に加わってもらい、施設整備を円滑に進めていく。

三豊市過疎地域持続的発展計画の最終年度評価シート

計画該当分野 (計画該当ページ)	事業名(施設名)	事業内容	担当課	①R5・6・7年度に実施した内容	②実施内容に対する評価	③今後の課題と対応策
6. 生活環境の整備 (29-31)	下水処理施設(農村集落排水施設)	農業・漁業集落排水施設整備事業	環境衛生課	農業及び漁業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理し、農村・漁村地域の生活環境の向上を図るために整備された集落排水施設について、施設利用者からの使用料徴収業務のほか、施設の維持管理や更新を行っている。	農業集落排水処理施設3施設、漁業集落排水処理施設1施設の適正な維持管理を行い、し尿、生活雑排水などの汚水等を処理し、農村・漁村地域の生活環境の向上を図るために整備し公共用水域の水質汚濁防止を図り、生活環境の保全に努めた。	接続世帯の人員減少や未接続世帯の加入が進まない状況から、今後使用料収入が減少することが予想され料金設定の見直しも含めた未接続の世帯に対し、戸別訪問やチラシ等を通じて接続を呼びかけていく。また、集落排水処理施設の老朽化により修繕費用の増加が予想され国庫補助事業等を活用した計画的な施設更新を進めていく。
6. 生活環境の整備 (29-31)	過疎地域持続的発展特別事業(生活)	空き家等対策事業：空き家の解体や耐震改修、リフォームを支援し、地域の住環境の向上を図る	建築住宅課	令和3年度の空家等実態調査による現状の把握及び空家の適正管理依頼を通じて啓発を行った。老朽危険空き家除却支援事業では詫間、仁尾、財田地区で41件の老朽化した空家の除却に対する支援を行った。また、空き家バンク登録の促進や空き家バンクの物件購入者に対する空き家バンクリフォーム補助事業を実施した。	老朽危険空き家除却支援事業は市内で83件の除却支援を行ったが、約半数の41件が対象地域であり、過疎地域対策として実態調査及び適正管理依頼の啓発に一定の効果が出ている。過疎地域における、空き家バンクの新規登録は令和5年度36件、令和6年度38件、令和7年度24件、空き家バンクリフォームは令和5年度12件、令和6年度13件、令和7年度6件であり、補助事業によって地域の活性化や人口減少の抑制に寄与したと考える。	市内、特に対象地域にはまだ多くの空家が存在し、今後も増加していくと考えられる。令和5年度からは空き家バンク及び空き家バンクリフォーム補助事業を建築住宅課に移管し、空き家に関する窓口を一体化している。老朽化した危険な空家は除却支援、状態の良い空家は空き家バンクによる利活用等、空家の発生を抑制するため、市民への啓発に努めていく。
6. 生活環境の整備 (29-31)	過疎地域持続的発展特別事業(生活)	民間住宅耐震対策支援事業：住宅の耐震化を支援し、住環境の改善の防災対策を図る	建築住宅課	昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準の住宅に対する耐震診断、耐震改修等に対する支援を行い、過疎地域では耐震診断27件、耐震(簡易)改修等15件に対する支援を行った。	市全体での耐震診断及び耐震改修支援の実績は診断109件、耐震(簡易)改修等57件であり、過疎地域の占める割合は診断24.8%、耐震改修等は26.3%である。前回と比較すると市全体での耐震支援件数は増加しているものの、過疎地域に限定すれば高齢化の進展に伴い支援割合は伸びなかったと考えられる。	市内にはまだ多くの未耐震住宅が存在し、耐震改修は費用が高額になるため、申請を躊躇する市民も多く存在すると考えられる。現在、県が推奨する低コスト工法であれば最小限の改修で強度を確保出来るとともに、安価で短期間で耐震改修ができるため、より一層の啓発活動に努めていく必要がある。
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (32-35)	認定こども園	認定こども園・幼保施設整備事業	保育幼稚園課	【詫間地区】老朽化した松崎幼稚園と松崎保育所を統合して保育所型認定こども園を開園する為、令和5年度に実施設計、令和6年、7年で建築工事に着手し令和8年4月の開園に向けて教育・保育環境の整備を行った。 【財田地区】令和3年に開園した財田こども園の増築工事を令和5、6年度で実施した。また、老朽化した旧幼稚園棟を令和7年度に解体し園庭整備を行った。	少子化による子どもの減少及び施設の老朽化が進む中、幼稚園と保育所を統合し、認定こども園を整備することで、同じ年齢の子どもが同じ教育・保育を受けられる環境を整えることが出来た。また統合により施設の維持管理費削減にも繋がった。	各地域に整備した認定こども園について、今後も適切な維持管理を行っていくとともに、少子化の影響等を踏まえて、就学前児童数の推計や適正な職員配置・施設規模などを勘案しつつ、長期的な視点で最適な配置を進めていく。
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (32-35)	高齢者福祉施設(高齢者生活福祉センター)	隣保館整備事業	人権課	R7年度において、ふれあいプラザにおの照明設備改修工事を見据え、実施設計業務を実施した。	今後の照明設備LED化に向けた、事業計画が進んだ。	R8年度以降に工事を行い、照明設備のLED化と省エネルギー化を進める。

三豊市過疎地域持続的発展計画の最終年度評価シート

計画該当分野 (計画該当ページ)	事業名(施設名)	事業内容	担当課	①R5・6・7年度に実施した内容	②実施内容に対する評価	③今後の課題と対応策
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (32-35)	その他	地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	詫間・仁尾地区のつどいの広場、仁尾地域子育て支援センターを地域の子育て支援拠点と位置づけ、子育て世帯の交流、情報交換、相談の場を提供し、こどもの健やかな成長の支援を行った。市民センター詫間の建設期間中、たくま広場は週1回土曜日の開設とし、他の曜日の利用ニーズはにお広場を含め近隣拠点の活用により対応した。センター完成後の令和8年1月からは、施設内での開催を再開し週6回開設する。	週1回開催のたくま広場では、562人/年、にお広場では4,558人/年の利用があり、子育て世帯のコミュニティづくりや保護者への相談支援等を行った。	少子化や核家族化が進行するなかで、地域に住む子育て世帯の交流機会を確保し子育てしやすい環境を提供するため、地域の子育て支援拠点としての役割を果たしていく必要がある。
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (32-35)	過疎地域持続的発展特別事業(児童福祉)	児童館管理運営事業：児童館の維持管理を行い、子どもの健全な育成と子育て支援を図る	子育て支援課	児童の健全な遊びの場を設け、イベント参加等を通じて地域との交流を図ることにより、児童の健康を増進し情操を豊かにすることを目的として、仁尾町児童館の運営を行った。	仁尾町児童館では、5,563人/年の利用があり、児童の健全育成に寄与することができた。	遊びを通じた健全育成の場と地域とのつながりの機会を児童に提供する、児童館が担う機能を持続的に提供していく必要がある。
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (32-35)	過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	隣保館管理事業：隣保館の維持運営を行い、地域福祉の充実を図る	人権課	地域高齢者等の生きがいづくりを目的に、教養文化活動(ヨガ教室、脳トレ教室等)や地域福祉事業(高齢者宅訪問、給食サービス)を実施した。 ふれあいプラザにお利用者数(R5:4,348人、R6:4,527人)	教養文化活動や地域福祉事業を実施することで、地域内外の交流を行い、地域福祉の向上に寄与した。	今後も、地域の利用者ニーズを把握することで、参加しやすい講座の実施に努め、引き続き、施設利用者数の向上を目指す。
8. 医療の確保 (36-37)	診療施設(病院)	市立病院建替事業	市民病院	鉄筋コンクリート造6階建て、病床数122床の新病院を詫間町内の中心部に新築移転し、令和4年5月に開院した。移転によりコミュニティバスのアクセスも向上するなど、市民がより利用しやすくなった。	新病院の開院以降、外来患者数・入院患者数はいずれも増加している。病室を基本的に全室個室としたことでプライバシーが確保され、患者満足度の向上につながっている。 また、院内での感染症拡大防止にも高い効果を発揮している。	旧病院は現在もそのまま残置されている。取壊しには多額の費用を要するものの、有利な特定財源がなく、加えて病院経営も非常に厳しい状況にあることから、具体的な取壊しの見通しは立っていない。取壊し、跡地の利用方法については市全体の課題ととらえ、引き続き関係各課と検討していく。
8. 医療の確保 (36-37)	過疎地域持続的発展特別事業(自治体病院)	医師確保対策事業：香川大学に設置している寄附講座を拡充し、医師の確保を図る	市民病院	寄附講座を香川大学に開設し、非常勤であるが2名の医師確保につながっている。	寄附講座の開設により、大学との信頼関係の構築につながっている、また、地域医療に関心を有する医師の育成を促進し、将来的な医師確保にも大きな効果をもたらす可能性がある。	当院の医師不足を解消するためにも、寄附講座を拡充し、さらなる医師の確保を図る。大学との連携を密にし、地域に不足する医療を診療する医師確保にも努める。
9. 教育の振興 (38-42)	学校教育関連施設 (校舎・屋内運動場・水泳プール)	中学校施設整備事業	教育総務課	教育環境の充実のため施設改修工事等を実施 主な工事 R5和光中学校特別教室棟屋上防水改修工事 R6仁尾中学校南棟階段室屋上床面修繕工事 R7詫間・仁尾・和光中学校屋内運動場空調設備整備工事	対象地域の中学校施設の修繕や改修工事を実施し、関係する生徒や教職員の教育環境の充実を図ることができた。	対象地域の中学校施設が年数が経過し老朽化しているが、今後も対象地域の生徒や教職員の教育環境の充実のため、関係施設の維持修繕等の工事に努める。
9. 教育の振興 (38-42)	学校教育関連施設 (校舎・屋内運動場・水泳プール)	小学校施設整備事業	教育総務課	教育環境の充実のため施設改修工事等を実施 主な工事 R5詫間小学校昇降機改修工事 R6松崎小学校防火シャッター改修工事 R6仁尾小学校校舎棟昇降機改修工事	対象地域の小学校施設の修繕や改修工事を実施し、関係する児童や教職員の教育環境の充実を図ることができた。	詫間地区と仁尾地区の小学校は年数が経過し老朽化していることや、児童数が減少していることから、令和15年度までに統合を進める。なお、今後も対象地域の児童や教職員の教育環境の充実のため、関係施設の維持修繕等の工事に努める。

三豊市過疎地域持続的発展計画の最終年度評価シート

計画該当分野 (計画該当ページ)	事業名(施設名)	事業内容	担当課	①R5・6・7年度に実施した内容	②実施内容に対する評価	③今後の課題と対応策
9. 教育の振興 (38-42)	学校教育関連施設 (スクールバス・ポート)	スクールバス事業	教育総務課	詫間小中学校、財田小学校、仁尾小学校の遠距離通学となる児童生徒に対し通学支援策としてスクールバス等を運行 詫間小学校スクールバス3台、詫間中学校スクールバス1台 財田小学校スクールバス2台、仁尾小学校タクシー1台	詫間小中学校、財田小学校、仁尾小学校の遠距離通学となる対象児童生徒に対しスクールバス等を運行し通学支援をすることが出来た。	児童生徒数が減少するなか、スクールバスの利用者数が少ない路線の見直し等も検討していかなければならない。なお、今後も対象地域の児童生徒の通学支援のためスクールバスを運行する。
9. 教育の振興 (38-42)	学校教育関連施設 (給食施設)	学校給食施設整備事業	教育総務課	教育環境の充実のため学校給食施設の工事等を実施 R5仁尾小学校給食棟昇降機改修工事	対象地域の小中学校の給食施設の修繕や改修工事を実施し、関係する児童生徒や教職員の給食環境の充実を図ることができた。	詫間地区と仁尾地区の小中学校が統合する場合、給食施設の配置等も検討しなければならない。なお、今後も対象地域の児童生徒や教職員の給食環境の充実のため、関係施設の維持修繕等の工事に努める。
9. 教育の振興 (38-42)	集会施設、体育施設等(集会施設)	旧大浜幼稚園除却事業	管財課	令和2年10月12日開催の「第4回三豊市公共施設再配置審議会」にて解体の方針が決定し、令和3年度に解体工事を実施。	解体跡地に「大浜地区コミュニティセンター」を建築した。本施設は、地域交通の拠点、社会教育施設、社会福祉施設としての性格を併せた大浜地区住民の新たなコミュニティ施設である。	事業終了により、課題等無
9. 教育の振興 (38-42)	集会施設、体育施設等(集会施設)	大浜地区コミュニティセンター(仮称)建設事業	生涯学習課	大浜地区のコミュニティ施設である「荘内自然休養村センター」と「大浜老人いこいの家」の機能を集約し、新しいコミュニティ施設として「地域交流館 荘内」を整備した。	詫間町公民館第5分館の活動場所にもなり、また、地元自治会の集会所や活動場所としての機能も果たしており、多くの市民に利用されている。	令和8年度から常勤の職員が居なくなるため、施設の管理・運営については地元自治会や第5分館と協議・協力しながら、地元住民が利用しやすい施設となるよう努める。
9. 教育の振興 (38-42)	集会施設、体育施設等(集会施設)	宝山湖公園芝生広場改修事業	スポーツ振興課	改修整備を進めてきた天然芝コート2面、人工芝コート1面、野芝の多目的グラウンド1が令和5年10月から供用を開始し、サッカー・ラグビー・グラウンドゴルフなど多種目のボールスポーツが楽しめる環境が整った。 さらに令和7年度には観覧席への日除け屋根設置や駐車場の進入路整備などにも取り組み、施設環境の充実を図った。	施設改修により、施設利用人数は、改修前に比べ約2倍となり、利用者の大幅な増加が図れた。 また観覧席への日除け屋根設置による熱中症対策や進入路整備などの環境整備により利便性向上が図れた。	利用者が施設を快適に利用できるように施設の適切な管理運営を行っていく。また、天然芝をはじめとする施設管理に要する費用の負担軽減を図るため、指定管理者制度の導入など、効率的な管理運営方法の検討と、施設使用料のほかに広告料などの新たな収入源を確保していく。
9. 教育の振興 (38-42)	過疎地域持続的発展特別事業(義務教育)	学習ICT事業:アダプティブラーニングの実現に向け、システムやデジタル教材を導入・運用する	学校教育課	過疎地域を含めた市全域で、アダプティブラーニングをはじめとした学習システム及びデジタル教材の導入継続と、ICT巡回支援による人的サポートで、学校現場でのさらなる活用促進を図った。	過疎地域3町において、積極的な学習システム及びデジタル教材の活用が見られるようになり、特に中学校においては、アダプティブラーニングAIドリル利用率上位3校が過疎地域の中学校である。	これまではシステムやデジタル教材を導入し、それらを活用することで学習効果が出るように教員への研修等を行い、ICT巡回支援員による人的サポートも行いながら、教育の充実を図ってきた。これからは、デジタル教材の活用において、個々の児童生徒に合った学習内容を提供することにより、児童生徒の学習意欲を高め、効果的な知識の定着につなげることで、より学習効果が出るよう取り組んでいく。
9. 教育の振興 (38-42)	過疎地域持続的発展特別事業(生涯学習・スポーツ)	マリンウェーブ管理運営事業:市の文化会館であるマリンウェーブの管理運営を行い、生涯学習の活性化を図る	生涯学習課	地域に密着した文化活動の拠点として、指定管理による施設の管理運営を行った。 指定管理者による自主事業として、魅力のある講座や講演、コンサート等を実施した。	詫間支所の建替えや本施設の大規模改修工事により、大ホールや駐車場が使用できない期間があったが、これまでの経験を生かした施設運営により顧客満足度を高めるような事業が実施できた。	詫間支所や公民館の移転に伴い、来館者数の減少が予想されるので、今後、広報活動や施設への来館促進活動がより必要となる。移転後の空きスペースにできる第2イベントホールや和室、中庭の改修による屋外活動スペースの魅力ある活用方法を検討していく。

三豊市過疎地域持続的発展計画の最終年度評価シート

計画該当分野 (計画該当ページ)	事業名(施設名)	事業内容	担当課	①R5・6・7年度に実施した内容	②実施内容に対する評価	③今後の課題と対応策
9. 教育の振興 (38-42)	過疎地域持続的発展特別事業(生涯学習・スポーツ)	スポーツ施設管理運営事業:市営体育館、野球場、武道場などの運営運営を行い、スポーツの活性化と健康増進を図る	スポーツ振興課	地域に設置の体育館、野球場、武道館などについて、適切な管理運営を行うとともに、市民団体をはじめスポーツ協会やスポーツ少年団、中学校部活動等において、大会や定期練習に利用した。また令和6年度から7年度にかけて、経年劣化が進んでいた、たくまシーマックスの大規模修繕工事を実施した。	施設の適切な管理運営や施設修繕により、地域住民の体力づくりや健康増進、スポーツ振興、地域コミュニティの活性化等に寄与した。	スポーツ施設の経年劣化による修繕が予想されるため、施設の点検を行い計画的な修繕を行う。また、近年の地球温暖化に伴う空調設備の設置を検討する必要がある。
9. 教育の振興 (38-42)	過疎地域持続的発展特別事業(生涯学習・スポーツ)	宝山湖公園管理運営事業:宝山湖運動公園における社会教育や社会体育を促進し、地域の活性化を図る	スポーツ振興課	宝山湖公園の認知度を高めるために、合宿誘致補助制度を創設し、県外からの利用者を誘致するとともに、供用開始を記念した周年イベント、定期的な無料開放、市民対象の健康教室などを開催した。また、宝山湖公園を練習拠点とするカマタマーレ讃岐との地域活性化協定に基づき、双方が連携して各種イベントに取り組んだ。	合宿誘致促進補助金の申請件数は、年々増加しており、また、リピーターも含まれることから認知度を上げることができた。また、カマタマーレ讃岐との連携による事業展開や周年イベント、健康教室の開催等により、地域のにぎわい創出や活性化が図れた。	宝山湖公園は、カマタマーレ讃岐の練習見学やイベント開催時にアクセスできる公共交通手段がないため、コミュニティバスでのアクセスの可能性について関係課と検討する必要がある。また、市外及び県外の利用者に対し市内観光や市内宿泊をアプローチできるようハード・ソフト両面での環境整備が必要であることから、関係課・関係機関と連携を図る。
10. 集落の整備 (43-45)	過疎地域集落再編整備	詫間庁舎周辺整備事業	都市整備課	これまで分散していた各機能を集約した複合施設「市民センター詫間」や造船所跡地における整備に取り組んだ。なお、造船所跡地は着手後に問題が生じたことから、工事を一時中止している。	市民センター詫間の整備にあたり、稼働率60%を想定した公共施設の統廃合を行い、公共施設延床面積を70%削減した。また、令和8年1月に同施設の供用を開始することができた。	造船所跡地は新たに多くの地下工作物が発見されており、その取扱いについて、県と協議を重ねている。また、敷地内からは産業廃棄物である燃え殻が存在していることから、その対応も踏まえた方針決定が必要である。
10. 集落の整備 (43-45)	過疎地域持続的発展特別事業(集落整備)	公園維持管理事業:公園の維持管理を行い、住民の健康増進や福祉向上を図る	都市整備課	市が管理する公園施設において、安全に遊具を利用いただけるよう年1回の定期点検のほか、職員による点検を実施し、定期点検の判定結果に基づき、遊具の修繕や更新を行った。また、除草や樹木の剪定等による快適な利用環境の整備を行い、安全に利用できる公園づくりに努めた。	定期的な点検によるハザードの早期の発見・改善により、利用者の事故等、大きなトラブルは発生しておらず、適正な維持管理を行うことができた。	物価高騰や気象の変化により維持管理コストが年々増加傾向にあるほか、害虫の発生も増えてきており、管理の方法や体制についての検討が必要である。
10. 集落の整備 (43-45)	過疎地域持続的発展特別事業(集落整備)	都市計画事業:詫間地区支所周辺整備に向けて計画を策定する	都市整備課	過疎地域での実施なし。	令和3年度に詫間庁舎周辺整備に向けた基本構想を策定したため、令和5~7年度は実施なし。	過疎地域を含め、本市全体の土地利用や各都市機能の現状と変化、地域特性を踏まえた各拠点における課題等の整理が必要である。
10. 集落の整備 (43-45)	過疎地域持続的発展特別事業(集落整備)	公有財産管理事業:「三豊市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の維持管理や再編を行う	管財課	粟島総合開発センターに、粟島診療所および粟島汽船待合所の機能を集約するため、複合化に向けた基本計画の検討を進めた。今後、計画に基づき改修工事を実施し、新たな複合施設として再整備することを予定している。	粟島総合開発センターの複合化に向け、以下の観点を踏まえた計画を取りまとめることができた。 ・既存公共施設を有効活用し、公共施設全体の面積縮減につながる再編方針を整理した。 ・診療所機能と待合所機能を同一施設に集約することで、観光客および島民の利便性向上が期待できる施設配置案を検討した。 ・施設の長寿命化を図るための改修方針を整理し、持続的な運営に向けた方向性を示した。 また、補助事業の活用に向けて、関係省庁との事前協議を進め、制度活用の可能性を確認することができた。	国の補助事業を積極的に活用する必要がある。島民に対して説明会を開催し、理解を得ながら事業を進める必要がある。

三豊市過疎地域持続的発展計画の最終年度評価シート

計画該当分野 (計画該当ページ)	事業名(施設名)	事業内容	担当課	①R5・6・7年度に実施した内容	②実施内容に対する評価	③今後の課題と対応策
11. 地域文化の振興等 (46-47)	地域文化振興施設等(地域文化振興施設)	社会教育施設整備事業	生涯学習課	施設の老朽化による、空調設備の修繕や更新、屋上防水工事、トイレ改修工事、電気設備修繕工事等を実施した。	施設利用者が快適に安心して利用できる施設となり、施設の長寿命化につながった。	施設の老朽化は進むが、新しく施設を建替えることが財政的に難しいので、機能の集約化を図りながら、各地域における文化振興施設としての機能を維持していく。
11. 地域文化の振興等 (46-47)	地域文化振興施設等(地域文化振興施設)	マリニューーブ整備事業	生涯学習課	市内最大の文化会館であり、地域文化発信の重要拠点であるマリニューーブの大規模改修工事を実施した。 改修内容は、特定天井、舞台照明設備、舞台音響設備、トイレの改修等が主な工事内容である。	施設を閉館することなく改修工事を施工できたので、文化芸術、公民館講座などの事業を継続して実施することができた。改修工事により、利用者に快適で安全な環境を提供することができるようになった。	施設の老朽化に伴い劣化していた施設内部については概ね改修できたが、今後、利用者にとって快適で安全な施設としての機能が維持できるよう、施設の設備や外壁等の改修も計画的に進めていく。
12. 再生可能エネルギーの利用の推進 (48-49)	過疎地域持続的発展特別事業(再生可能エネルギー利用)	住宅用太陽光発電システム等設置支援事業：民間住宅への太陽光発電設備等の設置支援を行い、環境保全と新エネルギーの導入推進を行う	環境衛生課	社会情勢や市民ニーズに応じて補助制度の見直しを行い、令和5年度からはV2Hシステムの設置およびZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の建築等に対する補助を開始した。さらに、令和7年度からは次世代自動車の導入に対しても補助を実施している。加えて、令和6年度からは、これらの設置等を包括的に支援する「スマートハウス等普及促進事業」として、本事業を位置づけ、普及を推進している。	令和7年度末までの事業実績として、発電システムが1,548件、蓄電システムが477件、HEMSが178件、V2Hシステムが3件、次世代自動車が12件、ZEHが131件となっている。本事業は、地域社会における再生可能エネルギー利用の普及を促進しており、特に過疎地域においても環境負荷の低減やエネルギーの地産地消を推進することで、持続可能な地域づくりに寄与している。	技術革新による社会情勢の変化を的確に把握し、市民ニーズの多様化に対応するため、補助制度の適切な見直しが求められる。そのため、常に国や他自治体の動向を注視し、状況に応じて柔軟な対応を図る。